

病児保育 送迎サービスご利用について

送迎サービスとは

- ◇ 市内の保育所等でお子さんが体調不良となり、保護者が仕事等の都合で迎えに行くことができない場合、病児保育室の看護師又は保育士が保護者の代わりに保育園に迎えに行き、病院（市内の協力医療機関・かかりつけ医）を受診後、病児室でお預かりするサービスです。

利用するには

- ◇ 送迎サービスを利用するには、必ず**事前に利用登録**が必要です。

利用登録に必要な書類等

- ① 西予市病児保育利用登録申込書
- ② こども医療費受給資格証
- ③ 母子手帳
- ④ アレルギーのあるお子さまは「アレルギーに関する連絡書」の写し

利用料金

- ◇ 送迎サービス利用料は、病児保育利用料とは別に、タクシー代として、別途料金が発生します。（上限 2,000円）
- ◇ お迎え時に病児保育の利用料（1日1,500円、半日750円）とともにお支払いください。

注意事項

- ◇ 送迎サービス利用時は持ち物はいりません。当日の書類等は保護者の方のお迎え時に記入していただきます。園や学校の荷物はお預かりします。
- ◇ ご利用当日は、いつでも連絡がとれるようにお願いします。
- ◇ 協力医療機関（かかりつけ医）受診後、病児保育が利用できないと判断された場合は協力医療機関（かかりつけ医）までお迎えをお願いします。
- ◇ 受診後、必ず協力医療機関（かかりつけ医）に保険証・こども医療費受給資格証を提示をお願いします。

ご利用できない場合について

- ◇ ケガ、骨折、熱傷など外科的な処置が必要な場合
- ◇ 満室・満員の場合
- ◇ 協力医療機関（かかりつけ医）が休診、診察時間外の場合
- ◇ 土曜日
- ◇ 病児保育利用登録をされていない方・過去に一度も病児保育室を利用したことがないお子様

ご利用の流れ

